別紙１

中学生向け！出前教室!!

独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会の運用している『独占禁止法』は，企業が経済活動を行う上での基本的なルールで，**『経済憲法』**とも言われています。

独占禁止法は，誰もが理解し，遵守しなければならない法律です。

公正取引委員会では，独占禁止法について中学生という若い段階から学ぶことが重要であると考え，平成 14 年度から「独占禁止法教室」（出前授業）を実施しています。

授業の内容は，生徒参加型のプログラムを中心として，市場経済の基礎や競争の意義，職員の仕事内容等について楽しく学べるよう工夫しています。

＊開催実績　～これまでの実績にかかわらず，中国5県のどこでもお伺いします。～

	広島県	山口県	島根県
H26 年度	中学校３（広島市立湯来中学校，廿日市市立大野中学校，広島市立亀崎中学校）	中学校２（周南市立和田中学校，防府市立国府中学校）	中学校３（益田市立益田東中学校，安来市立広瀬中学校，安来市立第三中学校）
H27 年度	中学校５（鈴峯女子中学校，呉市立呉中央中学校，廿日市市立大野中学校，広島市立安佐南中学校，大竹市立大竹中学校）		中学校６（雲南市立吉田中学校，松江市立本庄中学校，浜田市立金城中学校，松江市立美保関中学校，雲南市立掛合中学校，安来市立伯太中学校）
H28 年度	中学校３（鈴峯女子中学校，廿日市市立大野中学校，大竹市立大竹中学校）	中学校１（萩市立福栄中学校）	中学校６（松江市立美保関中学校，浜田市立金城中学校，雲南市立掛合中学校，安来市立伯太中学校，益田市立小野中学校，安来市立第一中学校）

※　授業は「1 コマ 50 分，1 クラス単位」を基本としておりますが，ご要望により対応いたします。
　　（例えば 2 クラス合同で 2 コマ連続して開催など）
※　開催時期については，学校様の都合に合わせて調整・検討いたします。
※　3年生の社会科を基本対象としておりますが，1，2 年生の開催についても対応いたします。
※　基本の授業構成等は次頁のとおりですが，「職場・企業紹介」のような説明会形式も可能です。
※　講師謝金・交通費等の経費の御負担は，一切必要ありません。

◆　授業内容･授業風景

公正取引委員会の職員（２～３名）が講師となり，進行いたします。

基本的な構成は①キーワード説明，②シミュレーションゲーム（店舗間の「競争」を体験），③模擬立入検査・事情聴取の３部構成となります。授業では，講師が一方的に話をするのではなく，生徒の皆さんにも積極的に参加してもらいます。

【①キーワード説明】

当委員会で作成した副教材を使用して，

- 競争
- カルテル
- 独占禁止法
- 公正取引委員会

の４つのキーワードについて，身近な例を挙げながら，**簡単に分かりやすく**説明します。

（冒頭に説明することで，その後に行うゲームの意味を理解できるようにします。）

副教材
「わたしたちの暮らしと市場経済」
学習指導要領準拠
（公取委ＨＰでもご覧いただけます。）

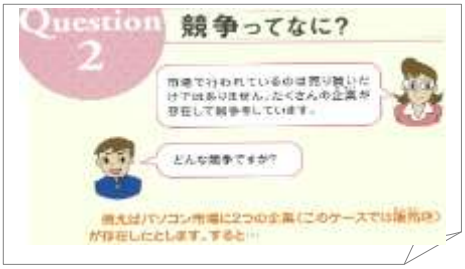

【②シミュレーションゲーム】

①　クラスを４～６くらいの班（１班は４名～６名）に分けます。その班ごとに例えばハンバーガーショップとなり，販売するおススメセット１つを考えてもらいます（ハンバーガー３種類，サイドメニュー３種類，ドリンク３種類から１つずつ選択するなど。）

＊少人数の学級でも競争が体験できるように対応させていただきます。

②　そのおススメセットを自分たちのショップは，いくらで販売するのかを考えてもらいます。それぞれのハンバーガー，サイドメニュー，ドリンクには異なる原価を設定していますので，それぞれの店舗がどのような販売戦略を採るかによって，多種多様なセットができることになります（原価の安い商品を組み合わせて薄利多売とする，原価の高い商品を組み合わせて相応の値段で売ることで，高級感を出す等。）。

③　そのおススメセットを販売する際の，無料サービスを考えてもらいます。「すてきな笑顔」や「すべらない一発ギャグ」など，いくつか選択肢を当方であらかじめ用意しておきますが，各グループでオリジナルのものを考案してもらってもよいこととします（昨年度はユニークなサービスが数多く提案され，大いに盛り上がりました。）。

④　各グループからの発表の後，講師が総括いたします。

それぞれの店舗が独自に「**何をいくらで，どんな付加価値を付けて売るか**」を考えて「**競争**」することで，消費者に**様々な価格帯の，多様な商品が提供される**という，競争原理のメリットを肌で感じてもらうことができます。

【③模擬立入検査・事情聴取（カルテルの締結～違反行為の自白）】

次に，講師役の公取職員が，「競争」をやめて，「楽をして儲けることはできないか」と，話を持ちかけます。この講師がリーダーとなり，法律違反となる「カルテル」を持ちかけます。

こうして「カルテル」の会合が開かれ，「カルテル」で決まった内容が書かれた書類（証拠物）を各班に配布するとともに，教室に隠します（掃除ロッカー等）。

その後，講師と生徒（1～2名）が公正取引委員会の審査官に扮し，立入検査を行います。【模擬立入検査】
審査官の検査により，証拠物が発見され，事情聴取が始まります。
（生徒さんには捜索する「演技」をしてもらい，事情聴取でも簡単な「せりふ」を言ってもらいます）

いくつかの質問などのやり取りをして，取りまとめ役の講師が「自白」し，反省の弁を口にする，という流れです。

【まとめ】

授業を振り返って，簡単にキーワードや競争の意義についておさらいし，質問も受け付けます。
また，立入検査で実際に使用している審査官証（警察手帳のようなもの）や調書（模擬）に実際に触れてもらったりしています。

＊時間に応じて，授業に関する内容に留まらず，職員がこれまで経験した事件などに関する体験談や，公取委に入った理由などを可能な限り，実体験を踏まえて，ざっくばらんにお話します。

感想

先生から･･･

- ○ 普段の授業では，法律名，機関名の難解な語句解説が中心になるが，教材が生徒にとって関心が深まるものであったと思う。
- ○ ロールプレイを入れていただき，分かりやすい授業にしてもらいました。また，ハンバーガーショップについても，経済分野の学習の導入になりました。ありがとうございました。私自身も勉強になりました。

生徒さんから･･･

- ○ 授業ではなかなか理解できなかったけど，今回の授業で知らなかったことも知れたし，楽しく授業を受けることができました。自分が社会に出て独禁法違反をしないように気をつけたいと思います。

公正取引委員会
マスコットキャラクター
どっきん

【お問い合わせ先】　公正取引委員会事務総局　中国支所総務課　担当　及川，岩本
TEL：082－228－1501（代表）　FAX：082－223－3123